○４番（福永　啓君）　一般質問いたします。

御船町内には多くの文化遺産があります。今回の質問では、その中でも無形民俗文化財の保護と活用についてお聞きいたします。無形民俗文化財、いわゆる地域に残る伝統芸能、伝統行事、祭りなどですが、先人たちが守り続けてきた伝統文化は現代に生きる私たちの宝でもあります。そして、その宝を守り育て後世に残していくことは現代に生きる私たちの義務でもあります。町はその義務を果たすため、どのようにかかわっていくのかお聞きします。

また、これら伝統文化は観光資源でもあり町の活性化に活用することができます。すぐれた伝統文化を観光資源や町の活性化にどのように生かしていくのかお聞きします。

詳細は質問席よりいたします。

○町長（山本孝二君）　福永議員の質問にお答えします。

まず、御船町の伝統行事及び祭り等の保護と振興についてということで、御船町の伝統行事及び伝統的祭りである初市、茅の輪くぐり、通し物、精霊流し、地蔵祭り等について町はどのように認識し保護、振興していくのかという質問であります。町の文化的遺産である史跡、建造物等については御船町文化財保護条例等により保護かつ活用を図っているところであります。国指定重要文化財は存在しませんが、県指定重要文化財として八勢眼鏡橋など３件があります。また、町指定文化財として有形文化財の下鶴眼鏡橋をはじめ史跡の今城大塚古墳、御船城跡、無形民俗文化財の若宮神社通し物、古閑迫トラ舞、天然記念物の長生イチイガシ、御船層群上層部化石包蔵地などの23件があります。また、保存等団体が存在する史跡や伝統芸能に対して一部助成を行っております。八勢眼鏡橋清掃作業に３万6,000円、下鶴眼鏡橋清掃作業に３万6,000円、今城大塚古墳清掃作業に１万6,000円、古閑迫トラ舞保存会に８万1,000円、四宮神社及び中原神楽保存会に４万500円を助成しています。伝統芸能及び伝統的祭りについて、町はどのように認識し保護、振興していくのかという質問でありますが、伝統行事、伝統祭り等については地域で伝統を守り地域

で後継者を育てるということが原則であり、町としてかかわる場合には文化財保護条例等により保護していくべきだと認識しております。また、保存団体等から助成等の要望がある場合には、各種補助金を活用した事業を展開していきたいと考えます。ただし、基本的には地域の伝統的文化や遺産は地域住民で守り育てるということが基本であります。あとの質問については自席並びに教育委員会並びに関係課長から答弁させます。

○４番（福永　啓君）　それではまず、基本的なことからお聞きいたします。先ほど町長もおっしゃいました地域の伝統文化、そういうのは地域の方が守り育てていくことが基本である、私もそうだと思います。今回の質問をするに当たり、やはりいろんな方にお話をお伺いしました。その中で皆さんが口を揃えておっしゃることは、先人たちが守り育ててきた伝統文化、これを自分たちの代で終わらせることはでけんと。どぎゃんかして次の時代につなげていかにゃいかんというところまでは、やっぱり皆さん志は一緒なんです。それは多分町も一緒だと思います。その次なんです難しいところは。それでは実際にそれをどうやって守り育てていけばよいかとなってくると、ここに難しい問題があります。「だんだん廃れてきよるばってんが今はとりあえず残していくだけで精いっぱい」とか、「どぎゃんかせんといかん、それはわかっとるばってん、誰かしてやっとよかばってんするもんのおらんばってんね」というような、やはり悲痛な悩みともいえる叫びも聞こえてきます。少子化が進んで社会状況も変化し、その伝統文化の担い手が減少するとともに高齢化が進んでいる地域も多いわけです。そこで、地域で守りきれない伝統文化はなくなっても仕方がない、そういう考え方もあるかもしれません。しかし、町はやはり町の宝、人類の宝として守り育てていかなければならない伝統文化があることも事実なんです。これは大変難しい質問だと思います。実際に、そういうふうにやはり守ることが難しくなってきた、そういうことはどぎゃんしていけばよかですか。率直なご意見を最初にお願いいたします。

○社会教育課長（宮崎　靖君）　お答えいたします。

先ほど町長が述べましたとおり、地域の伝統、また祭り等については地域で守り育てていくのが基本だと教育委員会でも認識しております。ただ、その中で確かに議員の質問にありましたとおり、後継者あたりに、今ちょっと問題が出てきている何カ所かのお話も聞いておりますけれども、こちらの教育委員会としております文化財的なもの、先ほどありました中で有形文化財から無形文化財、それから民俗文化財、記念物、文化的景観とか埋蔵文化財まで多種多様なものがあります。その中で、町としてどのようにかかわっていく

か、また、文化財として残していくべきものは保存していかなければならないと考えておりますけれども、その中で、まず考えられるのが、そうしたものを活性化していくために町から助成制度、また、国・県のそうした補助制度を利用しまして活性化する方法が考えられると思います。

○４番（福永　啓君）　やはり中でも心配するのが無形文化財です。これは無形ですから、もうある日、次の年からその文化がなくなってしまうということもあり得るわけです。やはり、無形文化財というのは、これは残していくのがやはり人的資源で残していかなければいけませんので難しいところがあります。その中で、御船町においては無形文化財、指定無形文化財、２点指定されております。若宮の通し物と古閑迫トラ舞です。さっき、古閑迫トラ舞は助成をされているということだったのですが、若宮の通し物には助成されていないのですか。

○社会教育課長（宮崎　靖君）　教育委員会として助成は今しておりません。ただ、昔、商工観光で助成があったとはお聞きしておりますけれども、まず、基本的な考え方といたしまして助成制度を設ける場合にはあくまで、申請をしていただいてから、その基準を決めて助成するという形になりますので、若宮神社の通し物につきましては保存団体等が存在しているかと、実行委員会等はあるとお聞きしておりますけれども、保存団体という形で残されていないということで、多分教育委員会では補助をしていなかったのだろうと推察されます。

○４番（福永　啓君）　簡単に言ってしまえば、若宮通し物から補助金の申請ですとかそういうのが上がっていなかったので補助はしていなかったということで、それがあれば考えるということでよろしいですね、はい。あと、町の指定には、無形文化財になっていなかった２つの神楽がございます。これについては補助金を出していらっしゃるということは、やはり町として、これは何とか残していかなければいけない伝統文化であるという認識の上で残してらっしゃると思うんです。でしたら町の指定の無形文化財に指定は考えていらっしゃいますか。

○社会教育課長（宮崎　靖君）　お答えいたします。

民俗文化財であります四宮と、南田代の神楽なんですけれども、町の文化財にしていくのは審議をして、できるだろうとは考えておりますけれども、まずこちらの神楽の団体等に町文化財に指定したがいいかどうか、それをまずお聞きいたしまして、後継者不足等も

発生しとるとはお聞きしておりますけれども、そうした町全体で町教育委員会がかかわるものとして文化財に指定するということについて協議はしたいと考えております。

○４番（福永　啓君）　この２つの神楽については、まだ向こうからそういう制度をご存じない可能性もありますし、まだ申請自体がされていない、今後検討していきたいということ。その申請をした上で今後検討していきたいという考えでよろしいですか。はい、わかりました。

あと、個別のことについてお伺いしていきます。例えば、精霊流しなんですが、町はどのような形でかかわっていらっしゃいますか、精霊流しには。

○観光交流推進課長（野口利昭君）　精霊流しの件ですか、町では、夏場の全体的な祭りの一環ということで、があーっぱ祭りの全体の予算の中から精霊流しの助成を行っております。

○４番（福永　啓君）　があーっぱ祭りの予算から精霊流しに予算が出ているということなのですが、あと慰霊祭も精霊流しと同時にやってらっしゃいます。それは町から出てたと、福祉課ですか出てたと思うのですが、なぜそれを分離されて、例えば分離されているのと、あと１つは精霊流しをなぜ直接町から助成しないのかというところに、やはりちょっとわからないところがあるんですが、そのあたりをちょっとお聞かせください。

○福祉課長（藤井久美子君）　お答えいたします。

夏期慰霊祭につきましては、昔から町が執り行っておりました。精霊流しについては、があーっぱ祭り振興会の中で、その中で精霊流しに対しての補助金をやるといった形でしていたんです。ですので、もともと夏期慰霊祭は１年間に亡くなった方々の供養をするためということで福祉課担当、それと精霊流しについては、があーっぱ祭りの中でやっていくということで分かれていたと思います。

○４番（福永　啓君）　があーっぱ祭りの予算なんですが、昔、過去にたしか監査委員か何かの指摘でがーっぱ祭りに出した予算を、精霊流しにそのまま流すのは適当ではないのではないかという指摘が前にちょっとあったと思います。それを改善する形で、があーっぱ祭りの規約を変えて流れていいようにしたという経緯があると思います。そのときは、精霊流し保存会がなかったんですよ。だから、受け皿がなかったんです、精霊流し自体に。ところが現在は精霊流し保存会という受け皿ができました。ですので、経由する必要はなくて、そこに直接流せるような受け皿ができたんです。やはり精霊流しというのは前から慰霊祭もやっていらっしゃいましたけれども、慰霊祭よりも前からやっていたものなんです

よ、町がやっている慰霊祭よりも。同じときにやっていたものなんです、ですからこれはあくまで一体なものだと思います。ですのでそれを一体化して精霊流しの予算に流すのが一番理にかなってるかな、予算の使い方としては理にかなってるかなと思うんですがいかがでしょうか。

○観光交流推進課長（野口利昭君）　今、福永議員からご指摘のとおりで、精霊流しの保存について非常に皆さんいい伝統行事だということで認識はしているんだけども、誰が責任でどのように、事故があったときにどうするのかとか、川の保存と浄化という意味でも、いろんな問題が出てきたときがあったと聞いています。そのときに、ぜひ保存会を作って、きちっとした体制、組織を作っていって保存していこうという話し合いがなされたと私も聞いています。そのときに何らかの支援は必要ですということの中で、地蔵祭りと併せたところで町の大きな夏の祭りの一環の中のがあーっぱ祭りの中で、その保存会で精霊流しの保存会に一部助成をやるという流れが決まったと聞いております。

○４番（福永　啓君）　今お聞きしたのは今後のことでして、その経緯は理解していたんですが､やはり財政補助ですとか支援とかする場合には､今みたいに経由とか別々ではなくて、もう受け皿ができたわけですので一体で補助、支援されるべきではないかと思って、さっき言ったみたいにいっちょいっちょがあーっぱ祭りの予算ば経由せんで、20万円今出よるわけです、それをそちらから10万円でしょとなるわけです、そういうのを分けてじゃなくても、主体ができたわけですから、そちらに一体的に予算措置をするのが予算上どこかを経由したりとか、分離したりとか一つの行事の中で、より適当ではないかと思って、今後そういうことを検討していただけないかというお話だったんですけど。

○観光交流推進課長（野口利昭君）　そういうことになった経緯に関しましては先ほど申し上げたとおりです。きちんとした保存会というのができて役員がおられます。今回ちょっと附帯的なお話も申し上げますけれども、精霊流しを流された後の処理、これに関して役員の中できちんとしようと、一部川に流れたような状態の中で、川を汚すような行事になっては絶対にいけないということで業者を雇って産廃的なものについては、すべてきちっと回収して処理するというようなものが提案されて、それはもう当然だという話の中で予算を計上されて今回から行われました。そうすると当然そこに何がしかの歳出が膨れたということでの債務補てんが必要になってくるというような話が出まして、そしたら今までなかったんですけれども参加費用を、流される方の参加費用の値上げ及び協賛金をいただこ

うかという、新しい財源の確保という道を役員会の中で選択されて、そのような動きの中で何とかできたという経緯があります。本題に戻りますけれども、福永議員が指摘された、独立した形での助成もいいんじゃないかということについては、があーっぱ祭りの振興会、精霊流しの保存会等に提案いたしまして、こういう話が出ていると、議会の中で出たということをお話しして、どちらがより効果的かと申しますか、それぞれの行事をきちっと保存できるいい方法なのかということについて検討していただいて提案していきたいと思います。

○４番（福永　啓君）　やはり保存会の方々は一体的、もう分けたり経由したりじゃなくて一体的に援助とか、そういうのを望んでらっしゃると私は個人的に思っております。額に関しても実は精霊流しのあの祭りというのは50万円、100万円でできるようなものじゃないんですよ。みんな持ち出しをしながら、仕事休みながら何日か前に出てからしなはるわけです。それだけのやっぱり価値があるものです。それに対してやはり今20万円しか出よらんわけです、があーっぱ祭りを経由して、まあ慰霊祭分が10万円ありますけど。これはほかの地域づくり事業、これはかかった額の半額ですとかそれくらいが出るような仕組みになっております。そういう補助に比べて、これは非常にやはり額が少ないかなと思っております。公正、公平性を考えた上で、そのあたりの金額に関しましても一体的、さっき一体的なのも検討するとおっしゃいました。金額に関しましてもこれは私たちが幾らしろとかいうのではなくて、どれぐらいがいいのかというのも保存会もございますので、そういう方とお話し合いになられて検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○観光交流推進課長（野口利昭君）　やはり伝統行事をきちんと守っていこうということは大事なことだとは押さえております。まあ、その中で基本的には受け継がれている地元の方々が頑張っていただくというのは基本ということは再三先ほどから出ているところです。その中で町がどうかかわっていくのかということになってくると思うんですけれども、まあこういったものを活性化につなげるとか、保存を基本として活性化につなげるということになってきた場合に、社会教育課的な歴史的な遺産という価値の問題、それと私どもの観光部局としてのかかわりの仕方というものに少しまた分けて考える必要もあると考えます。伝統行事とひとくくりに言いますけれども、その町指定とか県指定が20～30あるんですけども、実は数えきれないぐらいの集落のいろんな行事というのはあるんではないかと思っています。それは、おそらく何百のいろんな大小さまざまな伝統を守っていらっしゃる方々

がいると思います。そうなってきたとき、最初福永議員がおっしゃったように、どうやって、やっていくかというのは非常に難しい問題ですよっておっしゃいますけど、実にそのとおりで大小と言ったら、どこまでが大でどこまでが小なのかとかいう問題も出てきますし、それが観光部局としてどうかかわりあっていくのか。他町村の人たちを呼び込むような、があーっぱ祭りとか精霊流しとかというものもあるでしょうけれども、それ以外でも若宮のお祭りとかいうのもあるかと思います。その辺の線引きも難しいということになってます。ただ、難しい難しいではいけませんので、基本的に私が考えるのは、やはりその伝統文化を守る組織組ですよ。保存会とか、名前はいろいろあると思うんですけども、そういったものをやっぱり作っていただいて、基本的にそういった役員の方がどうやったら、もう消えようとしているのを受け継いでいけるかどうかということを、やはりちきちっと話し合っていただくと、その中に役場というか行政がかかわることができるものがそこに生まれてくるのかなと思います。一般論的な話かもしれませんけども、そこの基本的なところをある程度理屈詰めしたところでやっていかないと、むやみに助成すればかえって、その参加団体がなくて「ああ、役場から半額来るけんよかろう」とかいうこともあるかもしれませんけれども、それが果たして伝統を守っていくことにずっとつながっていくかどうかということも、きちんと考えなくてはならないと思いますので、何が一番いい方法かということは、今回私もこういう伝統文化をどう考えるか、どうやって行政がかかわるかというような質問というのは、私が記憶したところではあんまりなかったかなという気もしますので、改めてここのところはきちっと考えていきたいと思います。

○４番（福永　啓君）　私も同じなんです。やはり大変難しい問題で、今課長がおっしゃいましたけど、保存会があるところ、これが理詰めで考えていけば一つの基準になるのではないこということをおっしゃいました。あと１つはやっぱり基準になるのは、この条例です。条例で定めるということは、何とかしてこれだけは御船町が守っていこうという、決めたものととらえられますので、これにも定めていくという方法が、まあ一つは基準としてはなり得るのかなと、その保存会とこの条例があります。

さっきお聞きしましたけど、今度は精霊流しについては、課長、これも実は大変県内というか、これは、私は九州内でもというか全国でも非常に珍しい、非常に珍しくて歴史的価値のある祭りだと思うんですが、これに関して御船町の無形文化財には指定されていません。これもやはり、まあ今のところ申請されていないからということなんでしょうか。

町としては、どのような認識をお持ちですか。

○社会教育課長（宮崎　靖君）　お答えいたします。

内部的には精霊流しを県の文化財に指定したいというところで、中身で申請をしたところ、内部的に県の文化財保護課に確認しましたところ、書類的な不備な点と、いつ頃からとかそうした文言的な問題とかありまして、できなかったと前の担当から聞いております。

○４番（福永　啓君）　まず県は私もお聞きしました。町なんですよ、町も指定してないんですよ。これは町で唯一の祭りですので、これは十分町の文化財としては有形民俗文化財、無形民俗文化財としては指定する価値があるものだと思うんです。これに関しては指定されていなかったのは、さっきちょっとおっしゃいましたけど、主体がなかった、保存会がなかったということも一つあるかと思います。ということは今後保存会の皆様が、「じゃあ指定してほしい」という動きがあれば町の方は指定に向けて検討するということでよろしいんですか。

○社会教育課長（宮崎　靖君）　申請があれば検討は行いたいと思います。

○４番（福永　啓君）　ちょっとさっき課長がおっしゃいました件です、これは私は町内で今２つの無形文化財が指定されています。通し物、それと古閑迫トラ舞です。そして、この例えば精霊流し、こういう大きい伝統的な祭りでは、この３つは我が町が他町に誇れる祭りだと思います。じゃこれに関して県の重要無形文化財に、じゃなれるのかとしたところ特に古閑迫トラ舞と、さっきおっしゃいました精霊流しも１回県に相談された経緯があるそうなんですが、古閑迫トラ舞についても同じようなことだったんですか。

○社会教育課長（宮崎　靖君）　まあ、いつ頃か、それから、その下のどういう県の要綱にもあります、そのいろいろなものがクリアできなかったと聞いております。

○４番（福永　啓君）　私も今回にあたり県の方に、県の重要無形文化財、民族文化財にこういうものが当たるものかどうか、もしくは申請したときに、ちゃんと検討に値するものかどうかということをお聞きしました。その際におっしゃったのが、やはり欠けているものがある。その欠けているものというのが、検証なんです。これが昔、どういういわれを持って、どぎゃん始まって、どぎゃんなっとったかと歴史のところがきちっと検証されていない部分がすべてにおいてある。通し物に関しても一部言われているのは、あそこの若宮神社の隣に一応書いてはあっとですよ、通し物ってこぎゃんして始まりましたて、それだけに近いんです。古文書を検証してこうしたとか、そういう調査とか検証が今なされてい

ない。これは古閑迫のトラ舞も、あとは精霊流しも同じだそうです。そこが重要です、価値付けが重要ですとおっしゃいました。それがきちっとわかっていないので、なかなか検討する、その手前の段階であるとおっしゃいました。一つ一つの芸能については古閑迫のトラ舞も非常に高く評価されてます。精霊流しも担当者はびっくりされました。ご存じなかったんです。話は聞いていたけど、どういう形で行われているかご存じなかったので説明したらびっくりされたぐらい。また、通し物に関しましても、これも280年位前に一応始まったと言われてます。そして、通し物で歌われている歌「田のもうの」というやつなんですが、これ増永三左衛門が作ったといわれている歌なんですが、これが非常に神幸行列にふさわしからざる歌であると、どっちかというと男女の関係を歌った内容だったりするんです。何で神幸行列でこんな歌が歌われているのかというのは、実はいろんな方が興味を持たれるんです、約160年前に作られた歌です。それからずっと歌い続けられています。数ある神幸行列の中でも、あの歌は特殊だと思います。あと、通し物に関しましては稚児行列もなくなりました。昔私たちが神輿かつぎよった、子ども神輿もなくなってきました。だんだん形も変わっていきます。だから、どぎゃんかせんといかんなという気持ちは持っています。そのときに、さっき町はおっしゃいましたけども、団体が作ってそういう補助と、それもありますけどあと１つ町がすべきことってのがあるんじゃないかな、地域の人ではなくて町がすべきこと、それが文化財のやはり悉皆調査、町にどのような文化財が、どこにあるのかという悉皆調査、全部の調査です。抜き出すわけではなくて、各地域に、さっき課長がおっしゃいましたように、多分100とか200とかあるかもしれんのです。その六丁目なら六丁目、何丁目にも実はあっとかもしれん。そういうのが過去にどういうのが存在して、どういうのがやったかという、その悉皆調査。こういうのが、まず町がやるべきじゃないかなと思います。それに関しましては予算措置もあるところがありますが、文化財悉皆調査、それについては何かお考えはありますでしょうか。

○社会教育課長（宮崎　靖君）　はい、お答えいたします。今のところ、そうしたものを計画している予定はありません。

○４番（福永　啓君）　やはり先人から受け継がれた地域独特の伝統芸能、その保存や伝承者の育成、そして途絶えた、途絶えてるのがあるかもしれない。そういう文化の復活までも踏まえて地域文化振興のため早期に御船町全体の民族芸能及び文化財の悉皆調査を実施する必要性が私はあると思うのですが、その必要性については、どうお考えですか。

○社会教育課長（宮崎　靖君）　お答えいたします。

御船町史にも調査した経緯もありますけれども、その悉皆調査という、どういういわれで、どういう形でやっている、途絶えたそうしたものも存在すると思いますけれども、まず今、教育委員会が思っておりますのは今文化財で指定しているもの、また、そうした文化財的なものの伝統的祭りとかを保存・保護している団体の育成を図りながら、町の活性化を図ることが第一番目と考えていますし、必要性については十分にあるとは考えますけど、まず、そちらから取り組んでいきたいと思っております。

○４番（福永　啓君）　やはり今あるもの、さっきの今あるものの保存・育成を図る上にも、それ自体がどのような起こりで起こったのか、それ自体がわからないと、これは保存・育成の方法がやっぱり限られてくると思います。ですから、今おっしゃったようなことを実行するためにも、そしてやはり御船町の基本的な姿勢としても、やはり文化財がどこに何があるというのは、これは町の基本情報として知っておかなければならないことだと思いますので、その悉皆調査というのは文化財悉皆調査ってネットでくればいろんな町がやってます。「ああ、こんなことなんだな」と見ればわかります。そういうのをきっちり今後検討していただきたいと思いますが、いかがですか。

○社会教育課長（宮崎　靖君）　御船町には文化財専門員もおりますので、そうしたことを事業として進めることは今度の教育委員会等に提案して、そうした調査にかけます場合には予算等も伴いますので、町当局とも話しながら検討をしていきたいとは考えます。

○４番（福永　啓君）　そういう検討する場合に今度はやはりこういうものというのは経費がかかるわけです。だけど、町として、ある種人類としてやらなきゃいけないことなんです。そうするとやっぱり国としても文化庁を中心にいろんな予算措置が実はされています。その中でも、例えば文化遺産を生かした地域活性化事業というのがございます。これは、過去御船町において利用されたことはありますか。

○社会教育課長（宮崎　靖君）　ありません。福永議員がおっしゃられてるのは、文化芸術振興費補助金、文化遺産を生かした観光振興地域活性化事業だと思っておりますけれども、そうしたことで町がそうした計画を作って実行委員会等を外部団体を作って、それでそうしたものを県を通じて申請していくということになるんですけれども、まだ、一回もこの事業を使ったことはありません。

○４番（福永　啓君）　いろんな補助金とか見てみました。どういうのが一番形的にいいのか

と思ったときに、これは県の方も推薦されたんですよ。これが一番いいんじゃないですか、文化遺産を生かした地域活性化事業というやつです。これは、町が計画を作んなきゃいけないんですが、計画と言っても何ていうかな、そんな委員会挙げて作るような計画じゃないんですよ。２枚ぐらいの紙に、こういうことをしますという計画なんです。そして、実行団体、実施団体は各地域、例えば精霊流しの方だったり、神楽の方だったり、トラ舞の方だったりとか、もしくは初市の団体が、何でもいいんです。地域の文化の歴史文化のことをやっていらっしゃる団体、その方たちが一緒になって実行委員会を作って、事業主体は実行委員会なんです。そして、これが使い勝手のいいところが、これは補助の割合ではないんです。あくまでも額なんです。結局、例えばこれを使って、皆がいろんなメニューがあってそれをしたいというときに、例えば1,000万円の補助申請をするときに1,000万円まるまる認められることもあるんです。そして、それが例えば500万円しか、半分しか認められんだったとなりましたら、その各事業を縮小して、その認められた予算の範囲内で行うことができる、二次申請できるというシステムなんです。ですから地域の方々にも非常に持ち出しが少なくてできる補助事業の一つであります。それとメニューが多い。いろんなメニューがあります。やはり情報発信、人事育成、啓発普及、文化の継承、伝統文化教室、伝統文化体験教室、そういうのがいろんなことができるんです。ですから、いろんな団体の方たちが求められていらっしゃることがすぐできるから、採択率も非常に高いです。ほぼ、採択されると、町が申請されればほぼ採択されると思って間違いないみたいです。そういう補助事業が実際にございますので、ただ問題はその各団体の方が、そういうのば知んなはらんわけです。さっき言ったごつ、「困った、どぎゃんかせんといかん」と、「ばってんどぎゃんすっとよかつかようわからん」という団体が多数いらっしゃることも事実です。そういう方にいろんな制度をやはり町の役割として、こういうのもありますということを普及啓発していく、これはやはり町のやる役目だと思うんです。そして、ただ、「きゃんともあるけんしなはらんですか」ではなくて、やはりそれには事務作業が伴います。それをじゃあどこがやるのか、ちゃんと過去にこぎゃんことがありましたよというので、ちょっと投げるだけではなくて詳しい説明をやはり行う。そのあたりまでが町のやる作業ではないかなと私は思います。あとははやり誰かはまってやらんといかんですから、そのはまってやる方に「こぎゃんことだけん、ぜひ一緒にやらんですか」っと声をかけていくということが町の役目だと思いますが、いかがでしょうか。

○観光交流推進課長（野口利昭君）　福永議員が今おっしゃったことは本当にごもっともだと思います。やっぱり伝承文化というのを継承していくこと、それに対してやっぱり行政も何らかのかかわり合いを持っていくということは大事なことだと思います。私がこの問題が一般質問でなされるというところで、ちょっと歯切れは悪いですけど、ちらつく問題が一つありまして、先ほど基本姿勢としてはやっぱり地元でかかわっておられる方が極力伝承をやっていただきたいというのがあるということは、先ほどから何遍か申し上げているところなんですけれども、こういう祭りでありますとか、いろんな伝承の行事の中で必ずかかわっているのは、お宮さんとお寺さんを中心にやられているということなんです。精霊流しのときに慰霊祭を行います。あれは町内のお坊さん、仏教のお坊さん、仏教の宗派はさまざまだと思うんですが読経をされて慰霊をしていただくという流れの中で、それはそれとしてやって、それから精霊流しをやるということで、以前ちらっと一部の住民の方から聞いた中で、そういった宗教的色彩のあるやつを町が堂々と保護・補助するということに関してどう思うかということを、私たまたま聞かれたことがあったんですけども、行政がかかわるときのいろんな公平さを常とするのは当たり前なんですけれども、そういったものは例えば文化遺産として優れているということであるから、必ずしも宗教的なものが発祥のものとしてあったとしても、それを超えたものがあるんだという解釈の中でもいいのかなという気もします反面ですよ、私も実際わかりません。そういったものも一部の意見では必ずついてくるだろうということも考えなくちゃならないのかなと思うんですけれども、逆に福永議員こういう形でどう思いますか。

○４番（福永　啓君）　私は基本的に多くの祭り、殆どの祭り、神楽を含めてそういうものは信仰とか宗教の上に成り立っているんです。これはやっぱり外せない、しょうがないんです。すべての祭りです、日本国中でなっています。これをどのような形で支援するかというときに分ける必要があるのが、その宗教に対してじゃなくて、その行事に対してきちっと町はやっていけばいいんじゃないかなと思っています。あと１つ、国は県とかはどのように分けているかといいますと、まずこういう補助金ですよ、このさっき言った補助金、じゃこの団体に何とか神社がこの団体になれるとですか。なれる場合となれない場合があります。なれる場合というのが、その神社自体が、神社がやってる祭りとか、それ自体がその神社の主催としてそういう条例とか法上、法律上で文化財指定されているものは、その神社とが直接実行になってもいいと書いてあったんです。そのようにやはり、これは神

社自体も守らにゃいかんものがあるでしょ、それもちょっと後からお話ししようと思ったんですけど、宗教行事、町が宗教行事に関してどこまで補助するか、これは補助ではという考え方があると思います。これは宗教行事に対する補助ではなくて、やはりその伝統行事に対する補助と思ってやっていくべきだと思いますし、私は今までこれを質問するに当たり多くの方にお聞きしました。そうすっとやっぱりそれは、「そぎゃんこと言うなら何もでけんごとなるばい」という方の意見が圧倒的なんです。やはりお布施ばやるわけじゃなかっだけん、その神社に金をやるわけじゃなかっだけん、その祭りにとかそぎゃんとに補助すっとだけん、そこはよかろうと、そこは関係ないだろうという考え方が一般的ではあると思います。そして、また私もそのように思いますし、基準を設けるとしたらさっき言ったように、きちっと条令とか何とかで指定されているものです。それでもし神社本体とかそういうのを指定、守るべきだというものがあれば、それは条例で指定して神社本体の神殿とかもですよ、守る必要があるのではないかと思います。

○観光交流推進課長（野口利昭君）　福永議員の考え方はわかりました。そういった意見が私も大きいのかなという気がしますけれども、このことを考えるときに一応行政としては少しそこはちょっと抑えてやっていかなければならないのかなという気がしましたので聞きました。

○４番（福永　啓君）　今補助のほうに話しましたけど、じゃあそれら伝統文化、これを町の観光振興や町の活性化にもこれは使える、非常に有効なツールだと思います。町はそれに具体的にどのような形で、これを観光振興や活性化に生かしていこうと思ってらっしゃいますか。

○観光交流推進課長（野口利昭君）　こういった伝統的な行事が町の活性化、観光資源として扱える、どのように扱っていくかということになってきます。やはり最近この精霊流しに関しましては非常にこう、先ほど福永議員もおっしゃったように知名度も上がってきて組織ができて、どんとオープンにされた形で町内にかかわらず町外から流される方も歓迎しますよと、同じ負担金を払ってもらってということなんですけど、そういった形になってきて今年もですし、昨年は、昨年はどっか川尻あたりか何かで中止になったということで、どっとそこで準備された方が流しに来られて増えたということも聞いています。そういった意味では対外的な、そういった知名度が上がっていくということに関しての観光資源ということにも当然つながっていくかなという気もします。ぜひ、そういった観光資源とし

てとらえ、それが活性化につながるというような観点からも取り組んでいきたいと思いますし、それがまたさらに振興につながれば幸いかなと思います。

○４番（福永　啓君）　やはり、その文化の育成とかそういうものをすると、それが直接観光振興につながっていると思うんですよ。今、川尻の精霊流し、これは年間じゃない、その１回の祭りにやはり５万を超える人たちが見に来なはっとですたい。花火大会もあるせいもありますけど、やはり規模が違います。しかし、やっていることといえば、船なんて御船がずっと大きいわけです、川尻よりも、向こうは小さい万灯の小さい船ですよ。いろんなイベントを一緒に雅楽を流したりとか、いろんなことをやられます。しかし、精霊流しというものを見たときに、御船のようなものが残っているところってのは殆どない。昔は佐世保ですとかは、すごいでっかい船を作って海に流しよなったです。ところが今、佐世保でも海には万灯しか流しなはらんとですよ。あとは集めて焼きなはっとですたいね、流さんで。そういうものがどんどん昔ながらの形が減ってきています。その中で、本当に昔ながらの形を残しているこの小さな御船町において、本当に日本に誇れるような形を残している精霊流しだと思います。その証拠に毎年カメラマンの人が県内外から、私数えたんですけど50人から60人来なはっとですよ、アマチュアカメラマンの方が。やはりそれだけこれは映像に残しておきたい、きちっと日本の文化として残しておきたいというものになっていると思いますので、これは観光振興の上でも非常に有効なツールになり得ると思います。予算措置を含め、補助措置を含め検討していただきたいと思います。

○町長（山本孝二君）　お答えします。

非常にいい提案かなと思っています。今ずっと考えていたんですけど、いろんな考え方があります。先ほどありましたように200年とか300年前からの伝統行事が今も存在しているということは、いったいどういうことかなとまず考えるべきかなと思いました。先ほどありましたように、当初言われたように後継者、後継者がおられて引き継ぐ人がおられるということで、いろんな団体後継者問題です、いろんな団体がです。それはなぜかというと、もう人が減ってきていますので、また興味があるかないかというのもありますので、そういうところからして今現在どうなのかなと。夢チャレン事業で今回補正予算で上げておりますけれども、宮部鼎蔵先生はじめ５人の先哲です。こちらを来年の宮部鼎蔵先生没後150年祭につなげようということで、こちらも水越に引き続いての県の認可が取れそうだと、取れるということでやっております。補助というのはいったい何なのかなと考えたと

きに、やはりそのきっかけづくりをすることかなとも考えます。というのが恒常的に毎年補助をして行政がかかわることがどうなのかなと。よくあるのが金の切れ目が縁の切れ目と、金を出しよるうちはいいけれども、そのうち人材が減ってもう金のなかとできんばいと、よくあるパターンです。こういうのもどうかなと考えますし、今回補正の中にも上げておりますけど、アプリを作ろうということで、こちらも夢チャレン事業でやろうと、本当に蒲島知事のおかげでそういう取り組みもできています。行政の役目としては、私フェイスブックでいろんなことを挙げておりますけど、これが果たしてどこまで効果があるかわかりませんけど、いろんな行事が催されて行政としてＰＲをやっぱすべきなのかなと思います、知らしめるということです。ですから先ほど田端議員の質問にもありましたように、恐竜博物館、観光交流センター等も維持管理を含めて人が来るように行政としてはどういう手当てができるのかと、そしてその主役は民と。先ほどからもあるように非常に悩ましいのは民でできることは民でという主体もあります。行政がすべきことがどこまでなのかと、そういうことを考えたときに、この文化財というものがどうなのかなと考えたところです。少なくとも言えることは、全体の把握をしながらも、その中でこれはと思った物は上げて、また村のその行事の日程とか内容、その辺のところを知らしめると。そして人に来ていただいてとか、そういうことも必要かなと思いますので、補助を上げることはどうなのかなと、上げればまたいろいろ出てきますので、そういうことを教育委員会の委員もおられますし、いろんな角度から検討した上で決定すべきかなと感じました。

○４番（福永　啓君）　やっぱり今おっしゃったようなことも基本は資料がないと始まらないと思うんです。何があって祭りはどうやって起こったんだということがわかってなければ始まらないと思います。だからやはり、それは最低でも行政の役目だと思うんです。何百年に始まりましたと聞いていますだけではなくて、そこにきちっとした歴史の裏付けが必要､そのためによくほかの町村がやっているのが､歴史文化基本構想ってのがございます。歴史文化基本構想です。これは町でやっていらっしゃるところもあります。市でやってらっしゃるところが多いんですが、まだ日本全国そんなにやってらっしゃる市町村は多くはありません、20～30だと思います。しかし、御船町が先立って実はこれだけのものがあるわけですから、それが本当にどれだけあるのかという調査をすれば、これは将来のそういう保護育成につながるものだと思います。そして、例えば歴史文化基本構想と一緒に、さっき言った文化財の悉皆調査を行うと、文化財の悉皆調査というのが、この歴史文化基本

構想の基礎資料になるわけなんですが、それがまるまる補助が付くとかいった制度がございます。そういう制度も利用しながら、きちっと御船の文化財を把握し、そして取捨選択の必要は私はないと思うんです。これはというものは町は選ばなければいけない、捨てる必要はないんで。それともし昔にあった形に復活、これも伝統文化が観光資源となるには、何々が復活しましたなんて言ったりするとテレビでよく出たりします。例えば地蔵祭りです。昔は地蔵祭りって子どもの祭りで地蔵さんばだして子どもたちがそこに泊まり込んでから地蔵さまを守りよったわけですよ、御船町の地蔵祭りは。今はそういう形が全くなくなってしまっています。今、地蔵祭りで一番大きいのは宇土です。でも宇土でもそういうのは今はありません。日本全国地蔵祭りは多いんですが、そういう形を残している地蔵祭りが果たしてどれだけあるのか、非常に少ないと思います。もし、それがそういう風習とかが、祠を作ってそこに地蔵さんを置いて、子どもたちがそれ番してから先輩たちと一緒に語らい合いよったと、そういうのが一部でも復活できるとか、そういうことも可能性としてはあると思います。なかなか、こういうことについて一般質問する機会がなかったので、今回非常にいろんなものを網羅した一般質問になってしまいましたけど、ただ最初に言いましたとおり、これに関しましては御船町が町として及び人間として守っていかなければならないところが入っておりますので、ぜひこれに関しましては町で検討されて、まず最初にデータ作りから始めていただきたいと思いますが、いかがですか。

○社会教育課長（宮崎　靖君）　教育委員会ではそうしたもの、例えば井出祭りだとかを伝統的祭り的には調べたいとは思っておりますけれども、悉皆調査といいますとどこまでがどういうものなのかという、そこら辺でちょっと迷っております。検討はしたいと思いますけれども、ここの場でこれをやりますとはちょっとなかなかお答えにくいという点があります。検討させていただきたいと考えております。

○４番（福永　啓君）　そうですね、今ここで約束することでもないと思います。ただ、これは今認識は皆さん共通できたと思いますので、財政が厳しいとか厳しくないとかいう問題にかかわらず、やはり町としてこういうものは守っていかなければならない義務と使命があると思いますので、そこにつきましては今後とも町からすっぽり抜け落ちないような形で、重要な施策の一つとしてやっていただきたいと思います。